

a11 かながわスポーツゲームズ第 81 回市町村対抗「かながわ駅伝」競走大会における動画ライブ配信等業務委託に係る仕様書

1 業務の名称

a11 かながわスポーツゲームズ第 81 回市町村対抗「かながわ駅伝」競走大会における動画ライブ配信等業務委託

2 委託契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 15 日（月）まで

3 大会概要

(1) 実施日時

令和 9 年 2 月 14 日（日） 9:00～13:00 ※雨天決行

(2) 実施会場

神奈川県足柄上郡山北町 丹沢湖周回コース

(3) 当日の参加者及び関係者の人数

1,500 名（見込）

(4) 内容

日ごろスポーツを愛好する多くの県民に競技会の機会を設け、スポーツを通して健康で明朗な心身の育成を図るとともに、市町村対抗の競技会を通じて、各市町村相互の交流を図り、併せて県民のスポーツ水準の向上に資することを目的とする。

市町村対抗形式により実施される県内唯一の駅伝大会で、代表チームは中学生から社会人までの幅広い年代で構成され、世代を超えた選手がタスキをつなぐ。（出場チーム数（想定）：31 チーム）

戦後日本の復興と本県の復興への期待を込め、昭和 22 年に第 1 回大会を開催し、今回で 81 回を数える歴史と伝統ある大会である。

4 業務委託の内容

(1) レースのライブ配信

レースの様子をライブ配信し、会場で観戦できない方でもスマートフォンや PC 等で簡単に視聴できるようにすること。

ア レースの様子をカメラ（4 台）で撮影し、YouTube ライブで配信する。撮影箇所およびカメラの設置位置については、発注者と詳細な協議を行い、設置場所を最終決定すること。1 台は移動しながら先頭のランナーを撮影する。他の 3 台は発注者が指示した場所に固定する。配信にあたっては、移動するカメラからの音声の主とする。

イ 配信画面は四分割し、4 台のカメラ映像を同時に表示すること。また、配信画面には以下の情報等をテロップで常時表示し、視聴者がわかりやすい配信を提供すること。

・事業名（例：「a11 かながわスポーツゲームズ第 81 回市町村対抗「かながわ駅伝」

競走大会ライブ配信」)。

- ・配信している場所（撮影地点の名称等）。
- ・順位情報（中継所ごとに更新される順位と市町村名）
- ・タイム情報（スタートからの経過時間と中継所通過時間等）

ウ スタート前の9時47分頃～57分頃までの約10分間（全画面）および最終ランナーが最初の中継所カメラ通過後からゴールまでの約10分間（画面1/4）にかながわ駅伝の協賛社のロゴまたは社名を画面に表示すること。配信画面とデザインについては、発注者と協議し、決定すること。

エ 撮影、配信に必要な機材（カメラ、配信PC、ネットワーク機材等）は受注者が準備すること。

オ YouTubeのアカウントは、受注者のものを使用すること。配信終了後は、アーカイブ映像を、発注者および受注者のアカウントで公開し、誰でも視聴可能な状態にすること。発注者がチラシ、ポスター等に掲載するためのURLと二次元バーコードを、契約後速やかに発注者に提供すること。

カ ライブ配信時は、緊急時や問題発生時に対応できるスタッフを各カメラに最低1名配置すること。必要に応じて発注者に状況を報告し、速やかな対応を講じる体制を整備すること。

キ 配信中に音声トラブル、画質の乱れ、回線切断等が発生した場合には、迅速に復旧の措置を講じること。

ク 視聴者のアクセス集中による配信トラブルを避けるため、事前にネットワーク負荷を想定した回線テストを行い、必要に応じて機材や回線環境を調整すること。

（2）準備

準備は、令和9年2月13日（土）に行い、以下を実施すること。

ア カメラ設置や配信設備の準備、動作確認を行い、発注者と設置箇所の最終確認をすること。

イ リハーサルを実施し、大会当日の撮影・配信がスムーズに進行するよう体制を整えること。以下の内容等を含む。

- ・実際の機材でライブ配信を試験的にを行い、ネットワーク環境や映像の品質を確認する。
- ・カメラ位置や角度を確認し、視覚的に最適な映像を映せるよう調整する。
- ・配信画面のテロップ表示内容やタイミングを合わせる。

ウ 当日の配信スケジュールを発注者と共有し、途中で途切れることなくスムーズに進行できるよう調整を図ること。

エ 現地の気象条件や状況に応じた対策を講じること（雨天時の機材保護、寒冷地での電源供給の安全性確保等）。

5 作成物に関する権利の帰属

（1）本事業の成果物の所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条を含む）につ

いては、成果物が納品されたときに、受注者から発注者に移転するものとする。また、受注者は、発注者が認めた場合を除き、著作権者人格権を行使してはならない。

- (2) 成果物に第三者が権利を有する著作権が含まれている場合は、受注者は当該著作権の使用に関する負担金の一切の手続きを行い、第三者の著作権その他の権利を侵害してはならない。
- (3) 契約期間終了後に、発注者が広報媒体等を活用して活動実績の事後啓発を行うに当たり、著作権使用料等が別途発生する場合は、その全てを契約金額内に含めることとする。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

6 委託業務報告書等の作成

(1) 成果物等の提出

受注者は、本委託業務として実施した内容をまとめた報告書を作成し、電子メールにより電子データで提出すること。

なお、作成した報告書の著作権は、実行委員会に帰属する。

【提出物】

- ・事業報告書
- ・レース等で撮影したデータ一式
- ・その他提出が必要と考えられる書類

(2) 提出期限

令和9年3月15日（月）

7 その他

- (1) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、契約後詳細な打ち合わせにより、両者合意の上、決定する。
- (2) 本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により対応を決定するものとする。
- (3) 荒天・災害等その他やむを得ない理由により、大会の開催が困難になったときは、発注者において大会中止の判断を行う。大会を中止する場合は、業務のうちすでに着手した分の金額についてのみ支払うものとし、協議の上、変更発注を行う。